

2 公文書等の移管

— 具体的に移管対象とする行政文書はどのようなものですか —

移管基準

国立公文書館法第15条第1項に基づく「定め」

① 行政機関との「定め」

- ・ 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成13年3月30日閣議決定)
- ・ 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成13年3月30日閣議決定) の実施について
(平成13年3月30日各府省庁官房長等申合せ 改正 平成17年6月30日)
- ・ 歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について
(平成13年3月30日閣議決定) 等の運用について
(平成13年3月30日各府省庁文書課長等申合せ 改正 平成17年6月30日)

② 会計検査院とは別途申合せ

移管対象文書

保存期間が満了した行政文書のうち、

- ① 国政上の重要な事項等に関する意思決定に係る決裁文書、当該意思決定に至るまでの過程(審議、検討、協議等)の記録、当該意思決定に基づく施策の遂行過程等の記録
(具体的な文書類型は次頁参照)
 - ② 昭和20年までに作成・取得された文書
 - ③ 保存期間が30年以上経過した文書
 - ④ 閣議請議に関する文書
 - ⑤ 事務次官以上の決裁文書
 - ⑥ 広報資料(広報誌、パンフレット、ポスター、ビデオ等)で本府省庁が保有しているもの
 - ⑦ 文書閲覧制度に基づき閲覧目録に掲載された文書
 - ⑧ 予算書、決算書、年次報告書等で毎年又は隔年等定期的に作成される文書※
 - ⑨ 内閣総理大臣が指定した特定の国政上の重要事項等に関して作成された文書※
- ※ 各行政機関の長と移管について協議し、合意したもの

ただし、下記(1)及び(2)に該当するものについては、予め申出から除くことができます。

- (1) ③及び⑤のうち、勤務評定、休職、休暇、旅行命令等専ら職員の人事、服務に関する個人情報に係るもの
 - (2) ③及び⑤から⑨のうち、各行政機関の長が移管することが適当でないと考え、当該行政文書の移管を申し出ないことを内閣総理大臣と合意したもの
- また、行政情報公開法第5条第4号～第6号までに該当する情報が記録されている場合、行政機関の長は、事前に申出について内閣総理大臣(国立公文書館)に個別に協議することを求めることができます。

文書の事前把握・精査

内閣府及び国立公文書館職員が移管協議や申出の対象となっている文書の内容を事前に把握・精査するため、当該文書を特定の上、その文書の提示及び説明その他必要な協力を当該行政機関に求めることができます。